



# 鳥取県公報

平成16年 6月25日(金)  
第 7 5 9 7 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	都市計画事業の事業計画の変更の認可 (481) (環境政策課) .....	1
	土地改良事業の同意 (482) (耕地課) .....	3
	廃川敷地等の生成 (483) (河川課) .....	3
	建築基準法による道路の位置の指定 (484) (建築課) .....	3
	出納長の権限に属する事務の一部の委任 (485) (会計管理室) .....	4
選管告示	選挙管理委員会の招集 (50) .....	4
教委告示	定例教育委員会の招集 (14) (教育総務課) .....	5
議会告示	鳥取県議会情報公開条例施行規程の一部改正 (3) (総務課) .....	5
	鳥取県政務調査費交付条例施行規程の一部改正 (4) (〃) .....	5
調達公告	一般競争入札の実施 (教育委員会事務局教育環境課) .....	6
雑 報	鳥取県市町村職員共済組合に係る平成15年度の決算の要旨 (市町村振興課) .....	8
正 誤	平成16年 3月30日付鳥取県告示第243号中訂正 .....	10
	平成16年 3月30日付鳥取県告示第244号中訂正 .....	10

## 告 示

### 鳥取県告示第481号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第 1 項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第62条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年 6月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 施行者の名称  
郡家町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
八頭中央都市計画下水道事業 郡家町公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成 3 年 3月22日から平成22年 3月31日まで  
(変更前 平成 3 年 3月22日から平成16年 3月31日)
- 4 事業地  
(1) 収用の部分

削除する部分 八頭郡郡家町大字郡家字青木上分、字金石下分、字青木下分、字井津ノ尻、字遼山下分、字上林ノ竹、字下林ノ竹、字亀ケ尻、字河井中分、字西向田、字東向田、字河井下分、字下屋敷、字井古田、字上狭間、字中狭間、字下狭間、字曾田祢、字中島、字堤下、字茅林、字石橋、字町尻、字上土居上分、字上土居下分、字背戸井上分、字背戸井下分、字カセオ上分、字カセオ下分、字下屋敷、字澤田山及び字牛ケ途口の各全部並びに同大字字神馬、字河田、字深田、字岸本、字牛ケ途、字大途口分、字河井上分、字寺土居下分、字寺土居中分、字遼山中分、字下田井上分、字下田井下分及び字寺土居上分の各一部、大字久能寺字鐘突堂、字御建山及び字御蔵屋敷の各全部並びに同大字字谷田、字狐塚、字山崎、字稼塚、字小縄手及び字堤ノ内の各一部、大字池田字前屋敷の全部並びに同大字字裏屋敷、字東深田、字古薬師、字中深田、字西ケ市、字深曲り、字西深田、字稼塚、字畑ケ田東分、字畑ケ田西分、字向河原北分、字梨本谷、字梨子本谷西平、字山ノ上、字真無シ谷東平、字真無シ谷、字杉ケ谷及び字杉ケ谷東平の各一部、大字福本字小山東分、字上土居、字落岩西分及び字落岩東分の各全部並びに同大字字下土居、字日焼、字天王木中分、字天王木東分、字天王木北分及び字ケカ田の各一部、大字宮谷字竹下、字エナ塚、字壹本木、字下六反田、字上細田、字六反田、字下細田及び字上八土居の各全部並びに同大字字河井、字石房、字上石房、字福井、字下福井、字上福井、字下山根、字上野辺り及び字黒土の各一部、大字下門尾字三ツ井手の全部並びに同大字字沖向南分の一部、大字下坂字下モ樋詰、字五反田、字石田町及び字石田向の各一部、大字門尾字皿谷、字皿谷口、字横山、字長講、字井手河原、字鶴谷口及び字塚本の各一部、大字稻荷字井古向及び字前河原の各一部並びに大字奥谷字下八反田、字前田及び字庵主の各一部

## (2) 使用の部分

追加する部分 八頭郡郡家町大字郡家字青木上分、字金石上分、字金石下分、字青木下分、字井津ノ尻、字遼山下分、字上林ノ竹、字下林ノ竹、字亀ケ尻、字河井中分、字西向田、字東向田、字河井下分、字下屋敷、字井古田、字上狭間、字中狭間、字下狭間、字曾田祢、字中島、字堤下、字茅林、字石橋、字町尻、字上土居上分、字上土居下分、字背戸井上分、字背戸井下分、字カセオ上分、字カセオ下分、字下屋敷、字河井上分、字澤田山及び字牛ケ途口の各全部並びに同大字字神馬、字大途、字河田、字深田、字岸本、字牛ケ途、字大途口分、字寺土居下分、字寺土居中分、字遼山中分、字下田井上分、字下田井下分及び字寺土居上分の各一部、大字久能寺字鐘突堂、字平尾土居、字中土居、字御建山及び字御蔵屋敷の各全部並びに同大字字谷田、字北新キ野、字松山尻、字下沖代、字松山ノ下夕、字中野、字山土居、字背戸田、字大藪、字国志、字大畑、字中平、字堤下、字下唐津、字狐塚、字山崎、字稼塚、字小縄手及び字堤ノ内の各一部、大字池田字前屋敷の全部並びに同大字字裏屋敷、字東深田、字古薬師、字中深田、字西ケ市、字深曲り、字西深田、字稼塚、字畑ケ田東分、字畑ケ田西分、字向河原北分、字梨本谷、字梨子本谷西平、字山ノ上、字真無シ谷東平、字真無シ谷、字杉ケ谷及び字杉ケ谷東平の各一部、大字福本字小山東分、字上土居、字落岩西分及び字落岩東分の各全部並びに同大字字下土居、字小山西分、字前田中分、字天王木西分、字池田、字日焼、字天王木中分、字天王木東分、字天王木北分及び字ケカ田の各一部、大字宮谷字竹下、字下野辺り、字井望田、字エナ塚、字壹本木、字下六反田、字上細田、字六反田、字下細田及び字上八土居の各全部並びに同大字字河井、字宮ノ前、字寺坂谷、字屋敷、字寺坂、字背戸田、字イモフ田、字石房、字上石房、字福井、字下福井、字上福井、字下山根、字上野辺り及び字黒土の各一部、大字奥谷字流田、字大敷及び字堀ノ田の各全部並びに同大字字下八反田、字土居奥分、字土居口分、字岩井谷、字門崎、字上紅梅、字八反田、字備後岩、字神明前、字前田及び字庵主の各一部、大字下坂字縄手、字上イロメン、字東田、字三久保田、字橋詰及び字大地土居の各全部並びに同大字字下モ樋詰、字屋敷、字下岡本、字稗垣、字内畑、字四反田、字岡ノ向、字大地町、字下大平、字社谷、字五反田、字石田町及び字石田向の各一部、大字堀越字皿谷口及び字皿谷の各全部並びに同大字字堀越、字ヤナイ谷口及び字ヤナイ谷の各一部、

大字稲荷字土居根及び字中河原の各全部並びに同大字字井古向、字塚ヶ鼻、字小縄手、字干谷下平、字干谷下分、字干谷上平、字地藏、字隈田、字古屋敷、字北ブケ及び字前河原の各一部、大字井古字前町の全部並びに同大字字土居鼻、字中河原、字土居、字下岡、字中岡、字上岡及び字深田の各一部、大字下門尾字三ツ井手、字上屋敷及び字冲向南分の各全部並びに同大字字下屋敷、字大角豆谷、字前田上分、字冲向及び字硝ノ上の各一部並びに大字門尾字皿谷、字山ノ神、字前田上分、字ドウ々、字平免、字皿谷口、字横山、字長講、字井手河原、字鶉谷口及び字塚本の各一部

**鳥取県告示第482号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、泊村が行う土地改良事業（基盤整備促進事業石脇地区区画整理）について、平成16年6月18日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成16年6月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県告示第483号**

河川区域の変更により次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部河川課及び西部総合事務所県土整備局に備え置いて縦覧に供する。

平成16年6月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 河川の名称

二級河川阿弥陀川水系阿弥陀川

## 2 廃川敷地等が生じた年月日

平成16年6月25日

## 3 廃川敷地等の位置

西伯郡名和町大字高田字前河原1257番地先から同大字高田字沖河原1221番2地先まで

## 4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 29,989.14平方メートル

5 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3月以内に鳥取県知事に下付の申請をしなければならない。

**鳥取県告示第484号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を平成16年6月25日付けで次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県鳥取地方県土整備局建築住宅課において縦覧に供する。

平成16年6月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

申請者の主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
気高郡気高町大字勝見11 鈴木もと	気高郡気高町大字浜村字海老田60 - 1、60 - 7、61 - 5	幅員 6.00メートル 延長 40.00メートル

**鳥取県告示第485号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成16年6月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 委任させた事務  
自立と再生をめざす鳥取自立塾受講料の収納事務
- 2 委任を受けた出納員  
鳥取県企画部地域自立戦略課  
企画員 西村 昭  
企画員 高橋 浩毅  
企画員 田中 美史  
企画員 長岡 孝  
主 事 本池 亜弓  
主 事 大野木 裕子
- 3 委任期間  
平成16年7月31日から同年8月4日まで

---

**選挙管理委員会告示**

---

**鳥取県選挙管理委員会告示第50号**

平成16年第6回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成16年6月25日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 日時 平成16年6月28日（月） 午後1時40分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題  
(1) 鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙について  
(2) その他

## 教 育 委 員 会 告 示

### 鳥取県教育委員会告示第14号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成16年6月25日

鳥取県教育委員会委員長 中 村 辰 夫

- 1 日時 平成16年6月29日(火) 午前10時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
  - (1) 鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部改正について
  - (2) その他

## 議 会 告 示

### 鳥取県議会告示第3号

鳥取県議会情報公開条例施行規程(平成13年鳥取県議会告示第1号)の一部を次のように改正する。

平成16年6月25日

鳥取県議会議長 前 田 宏

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改正後	改正前
(公文書開示請求書) 第3条 略 2 略 3 公文書開示請求書は、鳥取県総務部県民室、 <u>中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局又は日野総合事務所県民局</u> を経由して提出することができる。	(公文書開示請求書) 第3条 略 2 略 3 公文書開示請求書は、鳥取県総務部県民室、 <u>中部県民局若しくは西部県民局又は日野総合事務所県民局</u> を経由して提出することができる。

附 則

この告示は、平成16年6月25日から施行する。

### 鳥取県議会告示第4号

鳥取県政務調査費交付条例施行規程(平成13年鳥取県議会告示第2号)の一部を次のように改正する。

平成16年6月25日

鳥取県議会議長 前 田 宏

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改正後	改正前
<p>(収支報告書の閲覧等)</p> <p>第3条 条例第10条第2項の規定による収支報告書の閲覧（以下「閲覧」という。）を請求するものは、閲覧簿に必要な事項を記載しなければならない。</p> <p>2～5 略</p> <p>6 条例第10条第2項の規定による収支報告書の写しの交付の請求は、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>7 略</p> <p>8 条例第10条第2項の規定による収支報告書の写しの交付を受けるものが同条第4項の規定により負担しなければならない費用の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(収支報告書の閲覧等)</p> <p>第3条 条例第8条第2項の規定による収支報告書の閲覧（以下「閲覧」という。）を請求するものは、閲覧簿に必要な事項を記載しなければならない。</p> <p>2～5 略</p> <p>6 条例第8条第2項の規定による収支報告書の写しの交付の請求は、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>7 略</p> <p>8 条例第8条第2項の規定による収支報告書の写しの交付を受けるものが同条第4項の規定により負担しなければならない費用の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

#### 附 則

この告示は、平成16年6月25日から施行する。

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年6月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 調達内容

- (1) 借入物品の名称及び数量
  - ア 液晶プロジェクター 17台
  - イ プラズマディスプレイ 31台
- (2) 借入物品の仕様
 

入札説明書による。
- (3) 借入期間
 

平成16年9月1日から平成21年8月31日まで
- (4) 納入期限
 

平成16年8月31日（火）
- (5) 納入場所

米子市蚊屋343 鳥取県立米子養護学校

(6)入札方法

入札金額は、(1)のア及びイに掲げる物品の1月当たりの単価の合計額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成15年鳥取県告示第669号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加者資格のうちリース又はレンタルに係るものを有すること。

(3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成16年6月25日(金)から同年8月6日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立米子養護学校

4 入札手続

(1) 問合せ先

〒689-3543 米子市蚊屋343

鳥取県立米子養護学校

電話 0859-27-3411

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成16年8月6日(金)午後4時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、平成16年8月5日(木)午後5時までとする。)

鳥取県立米子養護学校校長室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成16年7月23日(金)午後5時まで提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合はそれに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(6)で定める金額に60月を乗じた金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(6)で定める金額に60月を乗じた金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## (3) 契約書の要否

要

## (4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

## (5) 手続における交渉の有無

無

## (6) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : Liquid Crystal Projectors 17sets and Plasma Displays 31sets

(2) July 23, 2004 5 : 00 PM : Time - limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) August 6 , 2004 4 : 00 PM : Time - limit for submission of tenders

August 5 , 2004 5 : 00 PM : Time - limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Tottori Prefectural School for Yonago Handicapped Children 343 Kaya Yonago - shi 689 - 3543 Japan TEL : 0859 - 27 - 3411

---

雑 報

---

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第22条第2項の規定による報告を行ったので、同条第3項の規定により公告する。

平成16年6月25日

鳥取県市町村職員共済組合理事長 榎 本 武 利



## 1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務組合等	計
4	31	4	18	57

## 2 組合員数及び給料月額は、次のとおりである。

組合員の種別	一般	特別職	市町村長	特定消防	長期	継続長期	任意継続	計
組合員数(人)	7,157	217	39	669	11	1	236	8,330
給料月額(百万円)	2,422	80	30	235	4	0.4	76	2,847.4
一人当たり給料月額(円)	338,422	369,588	786,912	351,418	390,845	472,700	322,625	

## 3 組合職員の数は、次のとおりである。

(単位：人)

経理単位	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	計
人員	10	7	56	3	2	78

## 4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

## (1) 損益計算書の要旨

(単位：千円)

	経 理 区 分	短期	長期	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	基礎年金
										支払
収 入	負担金	1,731,692	6,997,623	74,077	212,881					
	掛金	1,769,202	3,495,734		210,482					
	施設収入・商品売上					1,010,474				
	基礎年金交付金		964,604							
	利息及び配当金	230	572,424	28	817	38	112,534	1		
	その他の収入	190,575	7,117	57	58,509	44,980	19,528	184,283	6,670	474,454
	他経理から繰入			24,665		191,000				
	前年度支払準備金	320,777	225							
	前年度繰越長期給付積立金		38,238,761							
	計	4,012,476	50,276,488	98,827	482,689	1,246,492	132,062	184,284	6,670	474,454
支 出	給付	2,024,561	9,941,449							
	役職員給与			65,701	61,354	489,062	31,925	8,352		
	旅費・事務費			3,300	4,014	7,131	5,130	2,244	680	
	商品仕入					30,614				
	飲食材料費					255,215				
	委託費			3,234	1,879	608	257	12	10	
	支払利息					17,924	51,129	156,690	4,314	
	連合会払込金	71,881	5,275					8,315		
	老人保健拠出金	879,774								
	退職者給付拠出金	441,970								
	基礎年金拠出金負担		2,576,981							
	他経理へ繰入	12,333	12,333		191,000					
	その他の支出	409,187	2	23,108	146,908	429,392	26,620	10,610	1,074	474,454
	次年度支払準備金	321,224								
次年度繰越長期給付積立金		37,740,448								
計	4,160,930	50,276,488	95,343	405,155	1,229,946	115,061	186,223	6,078	474,454	
差引当期利益金又は当期損失金( )	148,454	0	3,484	77,534	16,546	17,001	1,939	592	0	

## (2) 貸借対照表の要旨

資 産	流動資産	1,303,038	9,314,568	116,372	570,643	512,716	4,802,763	51,212	227,838	
	固定資産		28,426,748	273	498	2,912,442	6,438,111	7,645,007	91	
	繰延資産					11,569				
資 産 合 計		1,303,038	37,741,316	116,645	571,141	3,436,727	11,240,874	7,696,219	227,929	0
負 債	流動負債	155,188	868	279	16,194	118,725	10,453,290	108	80	
	固定負債	321,224		90,825	51,762	1,043,062	61,085	7,670,444	199,000	
	負 債 合 計	476,412	868	91,104	67,956	1,161,787	10,514,375	7,670,552	199,080	0
資 本	資本剰余金			475		2,175,483				
	積立金		37,740,448							
	利益剰余金	826,626		25,066	503,185	99,457	726,499	25,667	28,849	
	資 本 合 計	826,626	37,740,448	25,541	503,185	2,274,940	726,499	25,667	28,849	0
負債・資本合計		1,303,038	37,741,316	116,645	571,141	3,436,727	11,240,874	7,696,219	227,929	0

---

 正 誤
 

---

平成16年3月30日付鳥取県告示第243号（不当な取引方法の規制に係る公表等に関する実施要綱について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 4  
 行 5  
 誤 条例第11の4第3項及び条例第11の6第3項  
 正 条例第11条の4第3項及び条例第11条の6第3項

頁 4  
 行 19  
 誤 仕組み  
 正 仕組

平成16年3月30日付鳥取県告示第244号（不当な取引方法の指定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
6	下から3	不当な	不当に
7	4	消費者の	消費者に
"	"	さだめた	定めた
"	12	消費者等が	消費者等を
"	下から21	生じる	生じている
"	下から3	不動産特定協同事業法	不動産特定共同事業法
8	3	支払に	支払を

"	10	消費者は	消費者の
"	"	契約取消し	契約の取消し

